

千曲市小規模工事・修繕受注希望者登録制度に申請される方へ

1 目的

千曲市が発注する小規模な工事・修繕の受注を希望される方を対象に、申請内容を簡素化した本制度により登録していただき、優先的に指名業者選定の資料とすることによって、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

2 登録できる方

- (1) 千曲市内に主たる事業所を置き、登録申請内容の業務を営んでいる方
 - (2) 随意契約を締結する能力を有する方
 - (3) 市税を滞納していない方
 - (4) 千曲市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない方
 - (5) 希望業種を履行する際に資格等が必要となる場合、その資格等を有する方
- ※ 建設業法第3条第1項の規定による許可の有無は問いません。

3 対象となる契約

予定価格が50万円未満の建設工事・修繕のうち、内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるもの。

なお、50万円未満の工事が必ず本登録業者に発注されるとは限りません。

4 登録の受付期間及び有効期間

- (1) 受付期間 令和3年4月7日から随時受付
- (2) 有効期間 令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間
(途中で申請した場合は、その月の翌月から令和5年5月31日まで)

5 登録事項の変更について

申請内容に変更事項が生じた場合には、その旨が記載された書面を遅滞なく管財契約課に届け出てください。また、業種の追加も受け付けます。

6 その他

- ・ 登録となった場合、「千曲市小規模工事・修繕受注希望者登録者名簿」に登載して庁内に提供します。
- ・ 名簿登載事業者は、千曲市が発注する小規模工事等の発注の際に優先的な指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。
- ・ 見積りに際し、一般の入札参加資格者と競合しなければならない可能性もあります。
- ・ 見積り、契約の事務手続きは千曲市財務規則に基づき行います。
- ・ 業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合、又は登録要件に該当しなくなった場合には登録を取り消します。

7 提出書類(証明書類は発行から概ね3か月以内のもの。)

- (1) 千曲市小規模工事等受注希望者登録申請書
- (2) 法人：商業登記簿謄本(写し可)
個人：代表者の身分証明書(写し可)
(市役所市民課で交付 ※本籍が千曲市の方に限る。)
(千曲市以外に本籍がある方は、本籍地に交付申請してください。)
- (3) 納税証明書(市役所税務課で交付・原本)
- (4) 資格者証又は免許証の写し(資格及び免許等が必要な業種を希望する方)
※ 電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等
が必要です。
- (5) 暴力団排除に関する誓約書

8 申請書の記入方法

- (1) 「住所」欄は、事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合には、自宅を事業所としてください。
- (2) 「商号又は名称」欄は、法人の方は商業登記簿謄本に記載された商号を、個人事業者の方は通常使用している名称を記入してください。(名称がない場合は記入不要)
- (3) 「代表者職氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業者の場合は「代表」と記入してください。
- (4) この申請書に押印する印鑑は、見積書や契約書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表取締役印を、個人事業主の場合は個人印を押印してください。個人印の場合は実印でなくとも結構ですが、多量に製造されていると認められるもの(いわゆる三文印)は使用しないでください。
- (5) 小規模工事・修繕等の希望業種は、5業種とします。また、希望業種は必ず実績のある業種について申請してください。
資格・免許等が必要な業種は、その資格等の名称を記入してください。

(例:電気工事の場合—電気工事士など)

[希望業種の記載例]

大工、左官、建具、電気、板金、塗装、内装仕上、造園、石、外壁吹付、畳、ガラス、襖、ブロック積、足場、壁紙貼付、門扉、とび、土留め、屋根、防水、機械器具設置 など。

《問い合わせ先》

千曲市役所 企画政策部 管財契約課
電話:026-273-1111(内線 4124)
FAX:026-273-8787